

通所リハビリテーション「いちざきデイケアセンター」

重要事項説明書

医療法人 寺沢病院
理事長 寺澤 健二郎

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して通所リハビリテーションを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆ 通所リハビリテーションの目的

いちざきデイケアセンターでは、利用者の皆様の心身機能の維持、回復を図り日常生活上の自立を援助することを目的とし、必要な介護サービス、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを提供いたします。

☆ 通所リハビリテーションの運営方針

【基本理念】

私たちは、利用者の方の立場に立ち、「やさしさ」と「信頼」を大切にしたサービスを目指します。

【基本方針】

1. 笑顔を忘れず、落ち着いた誠意ある対応に努めます。

Ⅰ．運営規定の概要

1．事業者

- 1) 法人名 医療法人 寺沢病院
- 2) 法人所在地 福岡県福岡市南区市崎1丁目14番11号
- 3) 電話番号 092-521-1381
- 4) 代表者氏名 理事長 寺澤 健二郎
- 5) 設立年月 平成7年11月21日

2．事業所の概要

- 1) 事業所の種類 通所リハビリテーション
- 2) 事業所の利用定員 40名
- 3) 事業所の名称 いちぎきデイケアセンター

平成12年3月6日指定

福岡県4071100475号
- 4) 事業所の所在地 福岡県福岡市南区市崎1丁目15番20号
- 5) 電話番号 092-521-1382
- 6) 事業所長（管理者） 寺澤 正壽
- 7) 開設年月 平成11年11月1日
- 8) 事業実施地域 福岡市南区、中央区、博多区、城南区、

9) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日 ～ 土曜日
サービス提供時間帯	午前 10 : 00 ～ 午後 4 : 30
休 業 日	日曜日・祭 日 8/13～8/15・年末年始(12/30～1/3)

3. サービスの内容及び利用料

本指定通所リハビリテーションのサービス内容は、居宅の要支援・要介護者等が事業所に通い、その施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供します。そのため、個別のサービス計画を基に、個別リハビリプログラムにて機能訓練を実施するとともに、入浴、食事、送迎、アクティビティ等のサービスを提供します。

- 1) 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定受領サービスである場合、その 1 割から 3 割の額とします。(別紙)
- 2) 介護保険に係る利用料のほかに、昼食及び飲み物・おやつ代(100 円)を食費として 1 日当たり 600 円徴収します。

- 3) 利用者等に負担させる事が適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、利用者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及びその費用について説明した上で、徴収させていただきます。

4. サービス利用時の留意事項

利用者等が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとします。

- 1) 利用者又はその家族は、在宅中において利用者の心身の状況などに変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。
- 2) 利用者等は職員の指導がない限り、事業所に設置されている通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具をみだりに利用してはいけません。
- 3) 利用者等は事業所が提供するサービスを利用するにあたって、他のサービス利用者の迷惑となる行動などを慎まなければなりません。
- 4) サービス提供中に医療機関を受診すること、薬局で薬の処方を受けることは介護保険の制度上出来ません。但し、急変時にはこの限りではありません。(6. 緊急時等における対応 参照)

5. サービス利用の中止

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までです。

但し、契約期間中に以下のような事由が発生した場合は、当事業所との契約は終了します。

- 1) 契約書第4条により、契約解除の手続きをとった場合
- 2) 契約書第5条により、利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
- 3) 契約書第6条により、契約解除の手続きをとった場合。
- 4) 次の事由に該当した場合。
 - ・ 利用者が医療施設に3ヶ月以上入院したとき
 - ・ 他の介護保健施設等に入所したとき
 - ・ 利用者が要介護認定を受けられなかったとき
 - ・ 利用者が死亡したとき

6. 緊急時等における対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにデイケア担当医及び利用者の主治医、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

7. 業務継続に向けた取り組み

1) 非常時の対応

別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

2) 避難訓練

回避避難訓練を年2回行います。

3) 避難を要する場合

公的避難場所は西高宮小学校とします。

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスを受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

8.虐待防止に対する対策

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施を行います。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

9.その他、運営に関する重要事項

1) サービス提供における事業者の義務（契約書第3条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 当事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- ② 当事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合でその変更がケアプランの範囲内で可能なときは速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。
- ③ 当事業所は、利用者がケアプランの変更等を希望する場合は、速やかに担当居宅介護支援事業者との連絡調整を行います。
- ④ 当事業所は、「通所リハビリテーション計画」の作成及び変更にあたってはその内容を、利用者及び家族に説明し同意を得ます。
- ⑤ 事業者及び職員は、利用者及びその家族等に関することで知り得た事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）また、退職後においてもこれらの秘密を保持する為の措置を講じます。 ※別紙参照「個人情報の取り扱いについて」
- ⑥ 事業者は、指定通所リハビリテーションに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存します。

2) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人寺沢病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

II. 従業員の勤務体制

職員勤務時間 午前8:30～午後5:40

当事業所では、利用者に対して通所リハビリテーションを提供するため

以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

事業所の職員体制等

1. 医師

医師は、診療又は運動機能検査、作業能力検査などを基に、利用者等の心身の状況、病歴及びそのおかれている環境などを踏まえ、理学療法士、作業療法士及びその他の従業者と共同してリハビリテーションの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに自立支援の援助及びリハビリテーションを実施できるよう、利用者の健康状態の把握に努めます。

2. 理学療法士または作業療法士

運動機能検査、作業能力検査などを基に、利用者等の心身の状況、病歴及びそのおかれている環境などを踏まえ、医師と連携してリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

3. 看護師

医師の指示のもと、利用者等の介護及び心身の機能回復、リハビリテーションの指導にあたります。又上述の職務内容に加え、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。

4. 介護福祉士およびヘルパー資格者他

看護職員などと連携して利用者等に対して、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施に努めます。

* 当事業所は職員の資質の向上を図るために、研修の機会を次の通り設けています。

1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

2) 外部研修 年1回 以上

Ⅲ.事故発生時の対応

1. 通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、福岡市、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録いたします。

3. 損害賠償について（契約書第8条参照）

通所リハビリテーションの提供によりにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うことといたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（別添 賠償責任保険 ウォームハート 参照）

IV. 苦情処理の体制について

1. 苦情の受付

1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 相談員 岡田 真治（オカダ シンジ）

〔電話〕 092-521-1382

〔FAX〕 092-525-8771

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前8：45～午後6：00

2) 行政機関その他苦情受付け機関

福岡市南区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市南区塩原 3 - 2 5 - 1 電話番号 0 9 2 - 5 6 1 - 2 1 3 1
福岡市中央区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市中央区大名 2 - 5 - 3 1 電話番号 0 9 2 - 8 4 1 - 2 1 3 1
福岡市博多区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 3 電話番号 0 9 2 - 4 4 1 - 2 1 3 1
福岡市城南区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 1 の 1 電話番号 0 9 2 - 8 2 2 - 2 1 3 1
国民健康保険団体 連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 1 3 番 4 7 号 電話番号 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 1 3
福岡県社会福祉協議 会	所在地 春日市原町 3 丁目 1 番 7 号 電話番号 0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 7 7

V. 介護サービス記録の開示について

ご利用者またはご家族からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えいたします。

附則

この規定は、平成16年11月1日から施行する。

この規定は、平成18年12月1日から施行する。

この規定は、平成20年 2月15日から施行する。

この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成22年 5月10日から施行する。

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和1年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 6月 1日から施行する。

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所リハビリテーション事業所 いちざきデイケアセンター

説明者職名 センター長 岡田 真治 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定通所リハビリテーションの提供開始に同意しました。

「利用者」

氏 名 印

「代理人（選任した場合）」（利用者との関係）（ ）

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

サービス利用料について

1. 介護保険による通所リハビリテーションの利用料は、次の通りです。

要介護	1 時間以上 2 時間未満		3 時間以上 4 時間未満		6 時間以上 7 時間未満	
	基本単位	利用者負担	基本単位	利用者負担	基本単位	利用者負担
要介護 1	3 6 9 単位	3 8 9 円	4 8 6 単位	5 1 2 円	7 1 5 単位	7 5 4 円
要介護 2	3 9 8 単位	4 1 9 円	5 6 5 単位	5 9 6 円	8 5 0 単位	8 9 6 円
要介護 3	4 2 9 単位	4 5 2 円	6 4 3 単位	6 7 8 円	9 8 1 単位	1, 0 3 4 円
要介護 4	4 5 8 単位	4 8 3 円	7 4 3 単位	7 8 3 円	1, 1 3 7 単位	1, 1 9 9 円
要介護 5	4 9 1 単位	5 1 8 円	8 4 2 単位	8 8 8 円	1, 2 9 0 単位	1, 3 6 0 円

2. いちぎきデイケアセンターでは、通所リハビリテーションの基本となる利用者負担の

他に、下記サービスを提供した場合に利用者負担が加算されます。

【要介護状態】

加算の項目	基本単位	利用者負担
入浴介助加算	4 0 単位/日	4 3 円
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	5 9 3 単位/月	6 2 5 円
・利用開始 6 ヶ月超	2 7 3 単位/月	2 8 8 円
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)	7 9 3 単位/月	8 3 6 円
・利用開始 6 ヶ月超	4 7 3 単位/月	4 9 9 円
生活行為向上リハビリテーション加算(利用開始 6 ヶ月)	1, 2 5 0 単位/月	1, 3 1 8 円
短期集中リハビリテーション実施加算		
・退院(所)日又は認定日から 3 ヶ月	1 1 0 単位/日	1 2 7 円
理学療法士等体制強化加算(1～2 時間未満のみ)	3 0 単位/日	3 2 円
科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月	4 3 円
退院時共同指導加算 (退院時)	6 0 0 単位/回	6 3 3 円
重度療養管理加算 (介護 3・4・5 で要件該当者)	1 0 0 単位/日	1 0 6 円

リハビリテーション提供体制加算(6～7時間の場合)	24 単位/日	26 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位/日	23 円
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	53/1000 単位	
送迎を行わない場合（基本料金より減算）	－47 単位/片道	49 円

*利用者負担額は、基本単位に地域加算(×10.55)を乗じて計算した料金の1割または収入などに応じて2割・3割

3. 利用の他に、食事負担金として1日当たり600円を別途徴収させていただきます。

(令和6年6月1日 改定)